

高圧ガス販売事業廃止届

根拠法令

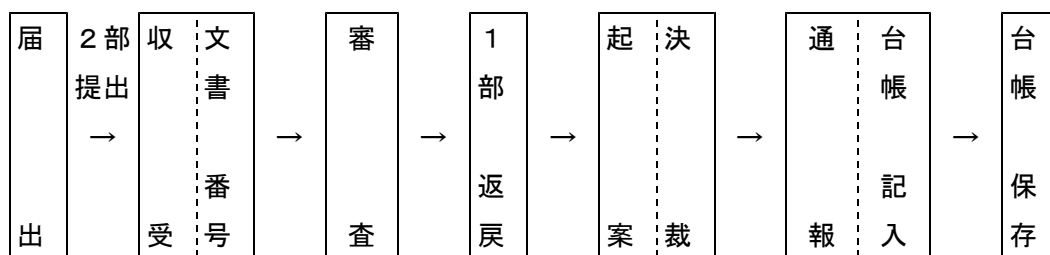
法第21条第5項

一般則第44条
 冷凍則第30条
 液石則第44条

適用

・販売の事業を廃止した場合

手順



必要書類

- 1 高圧ガス販売事業廃止届書
(一般則様式第26、液石則様式第25、
 冷凍則様式第17)
- 2 高圧ガス販売営業許可証、高圧ガス販売
 事業届受理証又は販売事業届の副本

<留意事項>

設置時の営業許可証、受理証又は届の副本を返納させる。
 →紛失した場合は、発見後速やかに返納する旨の念書を徴すること。

審査

- 1 廃止年月日を確認する。
- 2 廃止の理由が記入してあること。

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

通報

届け出た旨を、次の者に通報する。

- 1 北海道公安委員会又は各方面公安委員会へ通報する。
- 2 液化石油ガス又は液化天然ガスの場合は、公安委員会のほか事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては市町村長）へ通報する。

<留意事項>

台帳記入・保存

決裁後、台帳に廃止年月日
 を記入し、必ず保存する。